

長崎大学最先端分子イメージングセンター(仮称)整備運営事業について

長崎大学病院は、長崎大学最先端分子イメージングセンター(仮称)整備運営事業を下記のとおり公募します。

令和2年6月1日

国立大学法人長崎大学長 河野 茂

1. 企画競争に付する事項

(1) 公募する事業名

長崎大学最先端分子イメージングセンター(仮称)整備運営事業

(2) 施設の名称

本学と協議の上、医療法に基づき適正な名称を付すこと。

(3) 事業主体

事業者は医療法等に基づいた医療法人等であり、健全な経営のもと良質な医療を提供する事業主体であること。

(4) 事業者の果たすべき役割

- ① 事業者は、特にがん診療における医療の向上のため、充実した画像診断装置を整備し、県民の健康づくりの拠点となる施設を運営すること。
- ② 本センターは、本院の検査水準を満たす PET-CT、サイクロトン装置等の医療機器を整備すること。
- ③ 事業者は、本院及び周辺医療機関との緊密な連携に務めること。
- ④ 本センターは、PET-CT 装置等の利用について本院等からの検査依頼に対して円滑な受け入れを可能とすること。
- ⑤ 事業者は、本学が実施する研究にかかるスペースを本センター内に設けること。
- ⑥ 事業者は、自らが行う医療の提供に対して法令を順守し、良質かつ良心的な医療を提供するとともに、事業の継続性を担保するために、健全な経営に務めること。
- ⑦ 事業者は、患者の身体的・精神的な負担を必要最低限に抑えるとともに、患者の安全を最優先に考慮し、確実な業務を遂行すること。

(5) 事業方式

本事業は独立採算制とし、事業者は、自らの責任及び費用をもって長崎大学が貸付ける土地及び建物に本センターを整備し、運営を行うものとする。

ただし、PET-CT装置等については、本学も研究のために利用する。また、本センター内に設けた研究用スペースの利用にかかる費用については、利用者の負担とする。

(6) 事業期間

- ① 事業期間は、運営開始日より 20 年間とする。ただし、施設の整備に要する期間及び事業者の整備した建築物の撤去等の原状回復に要する期間は、事業期間に含ま

ない。

- ② 大学及び事業者は、画像診断施設のニーズ等を考慮し、事業期間終了の2年前までに事業延長申請ができるものとし、協議の上、両者が合意した場合には、事業期間を延長することが可能とする。
- ③ 本センターの運営開始日は、原則として令和3年度中とする。ただし、事業者が提案し、本院がこれを認める場合、運営開始日を変更することも可能とする。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 次の申立て等がなされていない者
 - ・ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - ・ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て
 - ・ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく会社の特別清算の申立て
- ② 次に掲げる者が理事、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任していないこと。また、次に掲げる者が実質的に関与している団体等ではないこと。
 - ・ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの)。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している民間団体等
 - ・ 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)
 - ・ 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)
- ③ 最近1年間の国税(法人税等)を滞納していない者であること。
- ④ 医療法人は、医療法第44条に基づき認可されたものとする。

3. 募集要項の交付

本募集に基づき応募を希望する者に対して募集要項を交付する。

交付期間: 令和2年6月1日(月)から令和2年6月30日(火)まで

提出場所: 長崎大学病院経営管理課

連絡先: 経営管理課長 吉井 孝博 095-819-7772

募集要項交付については、下記の電子メールアドレスにご依頼ください。

担当者アドレス mh_imagingc@ml.nagasaki-u.ac.jp

4. 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時: 令和2年6月10日(水)13時15分～

開催場所: 長崎大学病院 多目的研修室(中央診療棟4階)

5. 参加表明書等の提出

応募事業者は、参加表明書及び参加資格証明書類を提出しなければならない。

提出期限: 令和2年6月30日(火)17時00分

提出場所: 3に同じ

連絡先: 3に同じ

提出方法: 持参又は郵送すること(郵送の場合は、書留もしくは信書便とし、受付期限内期限に必着のこと)

6. 応募提案書類の提出

応募事業者は、本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類を提出する。受付期限内に提案書類を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

提出期限: 令和2年7月15日(水)17時00分

提出場所: 3に同じ

提出方法: 3に同じ

7. 提案内容の審査

別に定めた審査基準等に基づき、「長崎大学最先端分子イメージングセンター(仮称)事業者選定に係る委員会」において提案の内容を総合的に審査し、本募集の条件に適合する最も優れた応募者(最優秀提案者)を優先交渉権者として選定する。

8. その他

本件に関するその他必要事項については、募集要項等による。